（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５条第１項
許認可等の種類	高圧ガス製造許可
法令の定め	一般高圧ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第53号）第３条 液化石油ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第52号）第３条 コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通産省令第88号）第３条 冷凍保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第51号）第３条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　２５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　２５日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第１４条第１項
許認可等の種類	高圧ガス製造変更許可
法令の定め	一般高圧ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第53号）第１４条 液化石油ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第52号）第１５条 コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通産省令第88号）第１３条 冷凍保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第51号）第１６条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　２０日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　２０日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第１６条
許認可等の種類	高圧ガス貯蔵所許可
法令の定め	一般高圧ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第53号）第20条 液化石油ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第52号）第21条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　２０日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　２０日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第１９条
許認可等の種類	高圧ガス貯蔵所変更許可
法令の定め	一般高圧ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第53号）第27条 液化石油ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第52号）第28条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　１５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　１５日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第２０条第１項
許認可等の種類	高圧ガス完成検査
法令の定め	一般高圧ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第53号）第31条 液化石油ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第52号）第32条 コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通産省令第88号）第15条 冷凍保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第51号）第21条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　１５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　１５日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第２０条第３項
許認可等の種類	高圧ガス変更工事の完成検査
法令の定め	一般高圧ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第53号）第31条 液化石油ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第52号）第32条 コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通産省令第88号）第15条 冷凍保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第51号）第21条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　１５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　１５日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第２２条第１項
許認可等の種類	高圧ガス輸入検査
法令の定め	一般高圧ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第53号）第45条 液化石油ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第52号）第45条 冷凍保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第51号）第31条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　１５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　１５日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第２９条第３項
許認可等の種類	製造保安責任者・販売主任者免状の交付
法令の定め	高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則 （昭和41年 5月25日通産省令第54号）
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　１４日・~~月~~　（高圧ガス保安協会　　） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　日・月　（　　）
処分担当課	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
申　請　先	高圧ガス保安協会 （電話番号：０３－３４３６－６１０６）
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	平成１４年度から免状交付業務を高圧ガス保安協会に委託 （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第３５条第１項
許認可等の種類	保安検査
法令の定め	一般高圧ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第53号）第79条 液化石油ガス保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第52号）第77条 コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通産省令第88号）第34条 冷凍保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第51号）第40条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　３０日・~~月~~　（注：休日は含まない。） （ただし、保安検査申請から保安検査を受ける必要がある日までの期間が６０日から３１日の間である場合はその期間とする。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　３０日・~~月~~　（総合振興局等　　） （ただし、保安検査申請から保安検査を受ける必要がある日までの期間が６０日から３１日の間である場合はその期間とする。）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） 保安検査申請が早期にあった場合、次回の保安検査が必要となるまでの期間が短縮され、事業者が不利益を被る不都合があったが、ただし書きで標準処理期間を延長することにより、それを解消した。

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第４４条第１項
許認可等の種類	容器検査
法令の定め	容器保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第50号）第４条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　１５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　１５日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第４８条第５項
許認可等の種類	特別充てん許可
法令の定め	容器保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第50号）第23条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　１５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　１５日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第４９条第１項
許認可等の種類	容器検査所の登録
法令の定め	容器保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第50号）第30条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　１５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　１５日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第４９条第１項
許認可等の種類	容器再検査
法令の定め	容器保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第50号）第25条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　１４日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　１４日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第４９条の２第１項
許認可等の種類	附属品検査
法令の定め	容器保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第50号）第14条
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　６日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　６日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第４９条の４第１項
許認可等の種類	附属品再検査
法令の定め	容器保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第50号）第29条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　６日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　６日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５０条第１項
許認可等の種類	容器検査所の登録の更新
法令の定め	容器保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第50号）第31条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　１５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　１５日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５４条第１項
許認可等の種類	容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更
法令の定め	容器保安規則（昭和41年 5月25日通産省令第50号）第９条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　１５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　１５日・~~月~~　（総合振興局等　　）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
申　請　先	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５８条の１８
許認可等の種類	指定完成検査機関の指定
法令の定め	高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令 （平成9年3月24日通産省令第23号）第14条
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　２５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月（　　） 協議機関　　日・月（　　） 処分機関　　２５日・~~月~~（知事(経済部環境・エネルギー室)）
処分担当課	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
申　請　先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５８条の３０の２第１項
許認可等の種類	指定輸入検査機関の指定
法令の定め	高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令 （平成 9年 3月24日通産省令第23号）第23条の2等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　２５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月（　　） 協議機関　　日・月（　　） 処分機関　　２５日・~~月~~（知事(経済部環境・エネルギー室)）
処分担当課	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
申　請　先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５８条の３０の２第２項
許認可等の種類	指定輸入検査機関の指定の更新
法令の定め	高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令 （平成 9年 3月24日通産省令第23号）第23条の2等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　２５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月（　　） 協議機関　　日・月（　　） 処分機関　　２５日・~~月~~（知事(経済部環境・エネルギー室)）
処分担当課	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
申　請　先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

法　令　名	高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
根拠条項	第５８条の３０の３第１項
許認可等の種類	指定保安検査機関の指定
法令の定め	高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令 （平成 9年 3月24日通産省令第23号）第25条等。
審査基準	法令に基準が定められている。
標準処理期間	総　期　間　　２５日・~~月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月（　　） 協議機関　　日・月（　　） 処分機関　　２５日・~~月~~（知事(経済部環境・エネルギー室)）
処分担当課	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
申　請　先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備　考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）